

平成24年第2回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成24年2月28日（火曜日）

○議事日程

平成24年2月28日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 5号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第16号）
（各常任委員会委員長報告）
議案第 6号 平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）
（総務委員会委員長報告）
議案第 7号 平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第10号 平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第11号 平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第3号）
議案第12号 平成23年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第13号 平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
議案第 8号 平成23年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 9号 平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第3号）
議案第14号 平成23年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第15号 平成23年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第16号 平成23年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
（以上産業建設委員会委員長報告）
- 4 市長施政方針演説
- 5 議案第17号 防府市景観計画について
- 6 議案第18号 防府市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 7 議案第19号 防府市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について
- 8 議案第20号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

- 9 議案第21号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について
- 10 議案第22号 市長等の給与に関する条例中改正について
- 11 議案第23号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について
- 12 議案第24号 防府市手数料条例中改正について
- 13 議案第25号 防府市介護保険条例中改正について
- 14 議案第26号 防府市知的障害者授産施設設置及び管理条例及び防府市知的障害者更生施設設置及び管理条例中改正について
- 15 議案第27号 防府市児童デイサービス施設設置及び管理条例及び防府市障害者生活介護施設設置及び管理条例中改正について
- 16 議案第28号 防府市営墓地設置及び管理条例中改正について
- 17 議案第29号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 18 議案第30号 防府市公民館設置及び管理条例中改正について
- 議案第31号 防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について
- 19 議案第32号 防府市火災予防条例中改正について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	斉藤旭君	4番	重川恭年君
5番	山田耕治君	6番	河杉憲二君
7番	久保玄爾君	8番	青木明夫君
9番	三原昭治君	10番	田中敏靖君
11番	中林堅造君	12番	高砂朋子君
13番	山根祐二君	14番	今津誠一君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
17番	佐鹿博敏君	18番	行重延昭君
19番	田中健次君	20番	藤本和久君
21番	山下和明君	22番	横田和雄君

23番 木村一彦君
27番 安藤二郎君

24番 山本久江君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	安田憲生君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	福谷真人君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	権代眞明君	健康福祉部長	田中進君
教育長	杉山一茂君	教育部長	藤井雅夫君
上下水道事業管理者	浅田道生君	上下水道局次長	岡本幸生君
消防長	秋山信隆君	代表監査委員	中村恭亮君
入札検査室長	福田一夫君	農業委員会事務局長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長	高橋光之君	監査委員事務局長	永田美津生君

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、山根議員、14番、今津議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

議案第 5号平成23年度防府市一般会計補正予算（第16号）

(各常任委員会委員長報告)

議案第 6 号平成 23 年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第 4 号)

(総務委員会委員長報告)

議案第 7 号平成 23 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

議案第 10 号平成 23 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 11 号平成 23 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 12 号平成 23 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 13 号平成 23 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)

(以上教育民生委員会委員長報告)

議案第 8 号平成 23 年度防府市索道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 9 号平成 23 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 14 号平成 23 年度防府市水道事業会計補正予算(第 1 号)

議案第 15 号平成 23 年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)

議案第 16 号平成 23 年度防府市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

(以上産業建設委員会委員長報告)

○議長(安藤 二郎君) 議案第 5 号から議案第 16 号までの 12 議案を一括議題といたします。

まず、関係各常任委員会に付託されておりました議案第 5 号及び総務委員会に付託されておりました議案第 6 号について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

[総務委員長 三原 昭治君 登壇]

○9 番(三原 昭治君) おはようございます。さきの本会議において、各常任委員会に付託となりました議案第 5 号中、所管事項及び総務委員会に付託となりました議案第 6 号につきまして、2 月 27 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

はじめに、議案第 5 号平成 23 年度防府市一般会計補正予算(第 16 号)の審査の過程における質疑の主なものを申し上げます。「消防救急無線デジタル化整備工事は、国の第 3 次補正予算を受けて、前倒しで実施するということだが、メリットは何か」との質疑に対して、「消防救急無線のデジタル化の期限が平成 28 年 5 月 31 日までとされており、いずれ整備しなければならず、早目の対応が基地局を設置する場合、有利であること、また、国の第 3 次補正により国からの補助金のほか、補助対象以外の部分についても、ほぼ全額が起債対象となり、なおかつ、その元利償還金について、高率の交付税措置が予定されていることなどがメリットであると考えます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第6号平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第5号及び教育民生委員会に付託されておりました議案第7号及び議案第10号から議案第13号について、教育民生委員長の報告を求めます。重川教育民生委員長。

〔教育民生委員長 重川 恭年君 登壇〕

○4番（重川 恭年君） おはようございます。ただいま議題となっております議案第5号平成23年度防府市一般会計補正予算（第16号）中、教育民生委員会所管事項並びに特別会計補正予算、議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第12号及び議案第13号の6議案につきまして、去る2月27日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第5号平成23年度防府市一般会計補正予算（第16号）の審査の過程における主な質疑等につきましては、「小・中学校施設の耐震化事業で、小・中5校の工事計画は具体的に決まっているのか。また、前倒しになった部分を除く、今後の計画はどうか」との質疑に対し、「国の3次補正による事業は、4月以降に競争入札審査会、入札という形で、7月からの工事着手を考えております。学校行事もありますので、学校と調整しながら進めていきたいと思っております。また、先ごろ第2次耐震診断の結果が出そろいましたので、19年度に策定した耐震推進計画については、今年度中に見直しをかけ、財政当局との調整、庁内協議を経て、24年度の早い時期に公表したいと思っております」との答弁がございました。

また、「小・中学校施設の耐震化事業の工事期間はどの程度かかるか」との質疑に対し、「今回の国の3次補正による事業ですと、華城小学校の屋内運動場は約5カ月程度、その他のものについては、校舎の耐震補強だけではなく、外壁の改修についても計画しておりますので、170日から長いところで240日を考えております」との答弁がございました。

続きまして、議案第7号平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第10号平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）、議案第11号平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第

3号)、議案第12号平成23年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)及び議案第13号平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はありませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(安藤 二郎君) 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第5号及び産業建設委員会に付託されておりました議案第8号、議案第9号、議案第14号から議案第16号について、産業建設委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

[産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇]

○7番(久保 玄爾君) おはようございます。さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました議案第5号、議案第8号、議案第9号及び議案第14号から議案第16号までの6議案につきまして、去る2月27日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

はじめに、議案第5号平成23年度防府市一般会計補正予算(第16号)中、本委員会の所管事項の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「三田尻歴史公園の整備工事について、3,700万円を減額するという説明であったが、繰越明許費に上げられていないのは、この事業はあきらめたということか」との質疑に対し、「三田尻歴史公園につきましては附帯決議をいただきましたので、まずは地元の方の御意見をお聞きしたいということで、説明会を実施してまいりましたが、公園内の駐車場整備については賛同は得られませんでした。また、トイレだけつくってはどうかとの御意見もいただきましたが、今後、地域でワークショップを開催するなどして、市民の意見をお聞きしながら、改めてデザイン等も含めて研究したいと思っております」との答弁がございました。

次に、議案第8号平成23年度防府市索道事業特別会計補正予算(第2号)については、特に御報告申し上げる質疑等はありませんが、「索道事業の存続については、ロープウェイのニーズについてアンケート調査をする等、正確に状況を把握した上で考えていく時期にきているのではないか」との意見がございました。

また、議案第9号平成23年度防府市青果市場事業特別会計補正予算(第3号)、議案第14号平成23年度防府市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第15号平成23年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第16号平成23年度防府市公共下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はありませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、6議案とも全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託されました6議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの各常任委員長の報告に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第5号から議案第16号までの12議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号から議案第16号までの12議案については、原案のとおり可決されました。

市長施政方針演説

○議長（安藤 二郎君） これより市長の施政方針演説を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 本日ここに、平成24年度予算案をはじめ、諸議案を御審議いただくに当たり、諸施策の概要について御説明申し上げます。

昨春、多くの犠牲をもたらした、まさに国難ともいえる東日本大震災が発生いたしました。被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

昨年、市制施行75周年を迎えました本市におきましても、この長い年月の間には、台風や豪雨といった自然災害に見舞われ、その都度、市民の皆様の結束と全国の皆様からの御支援により、これらを乗り越えてきたところでございます。この未曾有の国難ともいえる状況を乗り越えるためにも、幸いにも被災を免れた地域が被災地を継続して支援していくことが大切なことと存じます。今後も、可能なことにはしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

さて、私は、一昨年の市長選挙において、防府市制始まって以来初となる4期目の負託をいただき、早くもその任期の半分が経過いたそうとしております。この間、これまでの

3期12年間にプラス4年の4期目の市長ではなく、1期目の新人市長の覚悟で市政運営に取り組み、各種施策を積極的に推進してまいったところでございます。

こうした中、私は、今を生きる我々が英知と勇気を結集して、後々の世を生きる方々のため、今という時は今しかないという気持ちで、全力を尽くして働いてまいらねばならないと、覚悟を新たにしているところでありまして、多事多難な状況下ではございますが、これまでも増して、市の発展に不可欠な諸施策を積極的に進め、自信と誇りの持てる「ふるさと防府」を築いてまいりたいと存じます。

平成24年度の予算につきましては、国の予算の不透明な状況、また、歴史的な円高による経済活力の低下や地価の下落等により、市税の収入の好転が期待できないなど、厳しい財政状況を踏まえ、施策の重点化を図り、行政資源の一層の効率化を進めるとともに、本市のまちづくりの方向性を定めた「第四次防府市総合計画」に掲げる将来都市像であります「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を築くための礎としての予算編成を行ってまいりました。

編成に当たりましては、「市民参画と協働の推進」と「聖域なき行財政改革の断行」のもと、「環境・観光・教育・防災・ローカルマニフェスト」を最重要施策と位置づけるとともに、さらなる防災力の強化など、東日本大震災に起因する新たな課題への対応、さらには、人と人のきずな、元気をつなぐ地域の活力を高める諸施策の推進に配慮したところでございます。

また、平成24年度に実施を予定しておりました廃棄物処理施設の建設工事が、このたび、国の平成23年度第4次補正予算により、予定を繰り上げて採択されましたことから、平成23年度補正予算に、急遽、当該工事費を計上いたしております。

この結果、平成24年度の当初予算規模は、一般会計につきましては、前年度予算比6.4%増の388億8,900万円といたし、特別会計につきましては、企業会計を含めた総額で、前年度予算比6.6%減の437億8,900万円余りの予算規模といたしております。

以下、平成24年度の重点施策について、「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、順次、その主なものについて御説明申し上げます。

大綱の第1は、「自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくり」についてであります。

まず、環境保全につきましては、改定いたしました「防府市環境基本計画」に基づき、環境への負荷の少ないまちづくりに向けた取り組みと環境意識の向上に努めてまいります。特に、地球温暖化対策につきましては、二酸化炭素排出量の削減の取り組みとして、防府

市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を継続するとともに、「緑のカーテン」の設置や「環境家計簿」の利用など、各家庭が取り組みやすい運動を推進してまいります。

また、地球環境に配慮し、電気自動車を公用車に導入するとともに、電気自動車用急速充電設備を市庁舎4号館前に設置し、広く市民の皆様や来訪者の方々に供してまいります。

自然保護対策の推進につきましては、緑豊かな森林の保全と育成を行うため、引き続き企業等のボランティアと連携して、森林整備補助を推進してまいります。

次に、廃棄物の処理につきましては、現在、稼働しております焼却処理施設、破碎処理施設の適正な維持管理を行うとともに、最終処分場につきましては、8段目の堰堤を整備してまいります。

また、循環型社会の形成を推進する施設として、PFI方式により整備を進めております新たな廃棄物処理施設の建設につきましては、平成26年度の供用開始に向け、本年度は可燃ごみ処理施設の躯体工事、プラント工事とともに、リサイクル施設の基礎工事、躯体工事を行ってまいります。

次に、環境衛生の推進につきましては、斎場、霊園等の適正な維持管理に努めるとともに、無縁区画の整備を進めてまいりました羅漢寺墓地につきましては、墓地需要にこたえるため、貸し出しを開始してまいります。

次に、火災の予防につきましては、昨年6月1日から住宅用火災警報器の設置が完全義務化されたことから、未設置世帯への早期設置を強く働きかけるとともに、既に設置されている世帯に対しましては、適切な維持管理方法について広報活動を行ってまいります。

消防力の充実強化につきましては、消火性能等が強化され、緊急消防援助隊として対応できる災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を配備いたします。

次に、救急体制につきましては、救命率の向上を図るため、普通救命講習における受講対象者の年齢の引き下げや内容の細分化を行い、より多くの方々が受講できる環境づくりに努めてまいります。

また、消防施設の整備につきましては、市民の皆様への安全・安心に寄与するため、携帯電話などからの119番通報の際、瞬時に位置情報が取得できる新たな統合型位置情報通知システムを導入いたします。

さらに、消防団の充実につきましては、昨年度導入いたしました消防団協力事業所表示制度を広く周知するとともに、消防団と事業所等の連携・協力体制の強化を図ってまいります。

次に、防災対策につきましては、平成21年7月の豪雨災害、また、昨年3月の東日本

大震災の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを推進するため、「市民防災の日」に講演会を開催するとともに、本年8月30日から9月5日までの防災週間にあわせて実施いたします防災訓練等を通じて、防災意識の高揚を図ってまいります。

防災体制の強化につきましては、コミュニティFMの終日放送移行に伴い、緊急告知防災ラジオの緊急放送を24時間対応できる体制といたします。また、緊急告知防災ラジオの配布を引き続き実施するとともに、万一の災害時において被災者への円滑な支援が迅速に行われるよう、被災者支援システムを導入いたします。

さらに、災害時に地域で大きな力となる自主防災組織につきましては、防府市版ともいえる真に実行力のある組織の結成を目指した取り組みを進めており、育成、活動支援の一環として、新たに支援協力員を配置し、組織率の向上と組織の機能強化を図り、安全・安心なまちを目指してまいります。

次に、海岸の保全につきましては、引き続き牟礼漁港海岸の護岸補強と陸間の整備を漁港海岸高潮対策事業により実施してまいります。

また、河川の保全につきましては、災害防止対策事業として、市内各地に建設された砂防堰堤の下流域の水路整備を引き続き行うとともに、準用河川や普通河川・水路について必要な整備・改修を行ってまいります。

次に、山地の保全につきましては、豪雨災害で崩壊した山地等の復旧や新たな災害の発生を防止するため、小規模治山事業等を実施してまいります。

低地の保全につきましては、浸水排水対策として、勝間地区の排水路の整備を行うとともに、雨水排水機場の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、交通安全対策につきましては、交通安全運動を展開するとともに、高齢者を対象とした実践・体験型の交通教室を開催するなど、交通安全意識の一層の高揚を図ってまいります。

また、小・中学校周辺の通学路につきましては、歩行空間を確保し、安全・安心な通学ができるよう歩道部分にカラー舗装を行うとともに、防護柵の設置など、交通安全施設の整備を進めてまいります。

次に、防犯対策につきましては、民間や警察、行政を含めた防府地区防犯対策協議会等と連携を密にし、防犯の抑止に取り組んでまいります。

また、防犯灯につきましては、地球温暖化防止にも有効なLED防犯灯の設置や取り替え等に対する助成を引き続き実施し、自治会が設置、管理する防犯灯の充実に努めてまいります。

次に、消費者行政につきましては、消費者の安全・安心を確保するため、消費生活セン

ターを核として、消費生活に関する情報の提供や悪質商法から消費者を守るための啓発用冊子を全戸配布するなどの啓発活動を行うとともに、消費者被害の救済のため、消費生活関係機関との連携強化に努めてまいります。

大綱の第2は、「健やかな日々と地域のぬくもりにみちたまちづくり」についてであります。

まず、健康づくりの推進につきましては、「みんなでつくる健やかほうふ21」に基づき、関係機関と一体となった取り組みを進めるとともに、母子保健推進員や食生活改善推進員などと連携して地区組織の育成、支援を図ってまいります。

次に、疾病の予防につきましては、早期発見・早期治療が行えるよう各種検診受診率の向上に努めてまいります。これまでの子宮がん、乳がん検診の無料クーポン券の交付に加え、本年度から新たに大腸がん検診につきましても、無料クーポン券を交付してまいります。また、妊婦や乳幼児の健康診査を実施し、母体や胎児、そして乳幼児のより一層の健康保持を図ってまいります。

感染症の予防につきましては、一定の年齢の乳幼児がヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を、また、一定の年齢の女性が子宮頸がん予防ワクチンの接種を無料で受けられるよう、引き続き公費負担を行ってまいります。

保健活動につきましては、就学に備えた環境を支援するための5歳児発達相談を加え、各年齢期に応じた健康相談の充実を図ってまいります。

医療体制の充実につきましては、防府医師会等の協力を得て、適切な救急医療や離島医療の提供に努めてまいります。

次に、地域福祉の充実につきましては、だれもが自分らしく安心して生活を送ることのできる地域社会を目指し、「防府市地域福祉計画」、「防府市地域福祉活動計画」に基づき、各地域における福祉活動の活性化に向け、環境、体制づくりの促進などに努めるとともに、市民、地域、行政がそれぞれの立場で連携することにより、福祉サービスの適正な利用の促進に努めてまいります。

次に、子育て支援の充実につきましては、子ども一人ひとりが生き生きと健やかに育つことができるよう、「防府市次世代育成支援行動計画 後期計画」に基づき、家庭の養育機能の強化に向けた相談や支援の充実、保育サービスの充実、施設整備などの各種施策を推進してまいります。

子育て支援サービスの充実につきましては、乳幼児医療費支給事業において、現在、4歳児未満までについては、支給に係る保護者の所得制限を撤廃し、医療費を無料化しておりますが、これをさらに小学校就学前までの児童全員に拡大することにより、保護者の

負担軽減と乳幼児の保健の向上を図ってまいります。

また、乳幼児を持つ親とその子どもが自由に集い、親子が交流し、情報交換できる子育てサロンをルルサス防府ほか周辺地域10カ所で開催いたします。また、外出中に授乳やおむつがえなどで立ち寄ることのできる「赤ちゃんの駅」の周知を図るため、のぼりやステッカーを作成、配布するとともに、公共施設や商業・観光施設における「赤ちゃんの駅」の整備を促進してまいります。

次に、保育サービスの充実につきましては、華浦留守家庭児童学級において、定員を超え、入級できない児童が発生しておりますので、留守家庭児童学級棟を新設して、2クラス体制として、小学校低学年児童の健全育成に努めてまいります。

次に、要保護児童等への対策につきましては、要保護児童の相談・支援体制の充実を図るため、子どもを守る地域ネットワーク「要保護児童対策地域協議会」を核として、関係機関との連携をさらに強化するとともに、子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣してまいります。

また、ひとり親家庭の福祉の向上のため、相談指導体制の整備や経済的支援に努めてまいります。

次に、高齢者福祉対策につきましては、急速な高齢化社会を迎える中、高齢者が生きがいを持ち、安心して自立した生活が送れるよう「第6次防府市高齢者保健福祉計画」に基づき、介護予防事業の充実を図るとともに、要介護状態となっても住みなれた家庭や地域で暮らせるよう「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を導入するなど、一人ひとりの実情に応じたサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

また、認知症高齢者やその家族を支援するため、認知症地域支援推進員を配置するとともに、高齢者の状態に応じて、適切なサービス提供やケアができるよう関係機関との連絡調整や情報収集、研修会等を実施してまいります。

さらに、近年、増加傾向がございますひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対する生活支援を強化するため、配食サービスの充実を図るとともに、生きがいデイサービスへの参加を促進してまいります。

次に、障害者福祉対策につきましては、「第3期防府市障害福祉計画」に基づき、障害者みずからが必要なサービスを選択し、自立した生活を確立していけるよう相談支援体制の強化、サービス利用計画作成の拡充を図るとともに、地域自立支援協議会を核として、施設や入院からの地域生活への移行や一般就労を希望される障害者の支援を行ってまいります。

また、視覚障害者の情報取得手段でございます音声コード読み上げ装置を整備するとともに、昨年度、老朽化により解体いたしました愛光園の作業棟を新たに建設し、時代に即した就労支援等を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加、経済不況に起因した所得の減少に伴う保険料収入の伸び悩み等により、国保財政は大変厳しい状況となっておりますが、基金の取り崩しにより、本年度の保険料率は、引き続き据え置きといたしております。また、御要望の多かった被保険者証の個人カード化につきましては、本年9月の一斉更新にあわせて実施してまいります。

さらに、保健事業につきましては、疾病の早期発見・早期治療が行えるよう、特定健康診査・特定保健指導や人間ドック利用の助成を引き続き実施するとともに、先発医薬品から後発医薬品、いわゆる「ジェネリック医薬品」に切りかえた場合に軽減できる自己負担額の差額の通知を新たに行うなど、医療費の適正化への取り組みを行ってまいります。

大綱の第3は、「豊かな心の育みと文化の薫りにあふれるまちづくり」についてであります。

まず、学校教育につきましては、「学問のまち「防府」創生」を本市の教育のスローガンに掲げ、諸施策を積極的に展開することにより学校の教育力の向上を図り、「教育のまち日本一」を目指した学校教育を推進してまいります。

本年度は、特に、児童・生徒への生活支援を行う学校支援員の大幅な増員や児童・生徒の読書活動を充実させるための学校図書館司書の増員など、学校教育への支援を強化するとともに、学力検査の実施学年の拡大や教育課程研究プロジェクト事業の実施など、学力向上への支援を行うことにより、「学校教育の質の向上」を図ってまいります。

さらに、地域の皆様と連携して学校運営を行うコミュニティ・スクール制度の市内全小・中学校への導入、地域ぐるみの学校安全体制の整備など、地域とともにある学校づくりやみんなが安心して学習できる学級づくりなど、「安全・安心な教育環境」を整備するとともに、不登校の状況にある児童・生徒への支援など、「一人ひとりがきらめく教育」を推進してまいります。

また、就学に係る保護者への支援や学校保健事業による児童・生徒への健康管理、安全・安心な学校給食の提供などを通じて、市民の皆様から信頼される学校づくりに努めるとともに、本市教育行政を総合的・計画的に推進するため、「（仮称）防府市教育振興基本計画」の策定に着手してまいります。

次に、学校施設の耐震化につきましては、「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、新たに4校6棟の補強計画・実施設計を実施するとともに、老朽化の進んでいる校舎

の改築につきまして、右田小学校と桑山中学校の校舎の改築基本計画・実施設計を実施してまいります。

また、学校施設のトレイの洋式化を計画的に進めるなど、安全・安心で魅力ある教育環境の整備に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、「第2次防府市生涯学習推進計画」に基づき、だれもが、いつでも、どこでも、生涯にわたり主体的に学べ、習得した知識や技能を地域づくりに生かすことができるよう、生涯学習環境の整備や生涯学習を支援する人材の育成に努めてまいります。

また、公民館につきましては、地域住民の自主的、主体的な学習活動を支援するとともに、地域の施設の適正な維持管理を行ってまいります。

次に、図書館につきましては、「まちなか図書館」として多くの市民の皆様に御利用いただけるよう資料の充実と整備を図るとともに、昨年導入いたしました移動図書館車「わっしょい文庫」の効果的、効率的な運行により、市内全域にわたる図書館サービスの充実を図ってまいります。

また、学校図書館資料との共有化、有効活用を図るためのネットワークの構築に向け、学校図書館管理システムをモデル校に導入してまいります。

次に、人権学習の推進につきましては、「防府市人権学習推進市民会議」を中心として、講演会や市民セミナーを企画し、市民ぐるみの人権学習・啓発活動の推進に努めるとともに、人権学習推進委員の研修の充実と、各地域、団体、職場における自主的な学習機会の拡大を図り、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域づくり」に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、家庭の役割の重要性を認識し、家族のきずなを深めるための取り組みである「家庭の日」運動を積極的に推進するなど、「防府市青少年育成市民会議」をはじめ、関係機関・諸団体と連携して家庭教育機能の強化を図るとともに、学校支援ボランティアによる学習支援、部活動指導、見回り活動など、地域ぐるみの学校支援活動などを通じ、地域の教育力の向上を目指してまいります。

また、放課後子ども教室推進事業につきましては、昨年度に引き続き実施する佐波、牟礼、華城、松崎、中関、玉祖の6地区に加え、新たに1地区の開講を進めてまいります。

次に、スポーツ活動の推進につきましては、市民の皆様の目的、体力、年齢に応じたスポーツに親しんでいただくため、各種スポーツイベントの開催、生涯スポーツへの参加促進や健康づくりメニューの提供を行ってまいります。

また、防府読売マラソン大会につきましては、昨年、参加選手が走りやすく、沿道の地

域の皆様の生活環境にも配慮したコースに変更し、全国から大会史上最多となる2,300人を超える選手にエントリーしていただきましたので、本年度はさらに充実した大会となるよう努めてまいります。

また、スポーツに関する諸施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「(仮称)防府市スポーツ推進計画」の策定を進めてまいります。

次に、スポーツ団体の支援・育成につきましては、右田地区に設立された総合型地域スポーツクラブの活動を引き続き支援するとともに、地域に根差したスポーツ活動を推進するため、指導者の確保やスポーツボランティアの育成に努めてまいります。

また、老朽化のため閉鎖いたしました財団法人防府スポーツセンタープールにかわる新たな市民プールにつきましては、平成26年度のオープンを目指し、本年度は地質調査等を実施してまいります。

次に、文化・芸術の振興につきましては、「防府市文化協会」をはじめ各種の文化芸術団体との連携を図りながら、特色ある市民文化・芸術活動を推進してまいります。

また、子どもたちの創造力と科学する心を培い、より一層魅力ある施設となるよう、防府市青少年科学館「ソラル」において、工夫を凝らした企画展の実施や新たな展示コーナーを設置するなど、文化施設の利用の促進を図ってまいります。

郷土出身の著名な俳人である「種田山頭火」を顕彰し、その業績を全国に発信していく文化施設「山頭火ふるさと館」の整備につきましては、現在、進めております基本計画の策定と並行して資料の収集などに努め、まちのにぎわいの創出につなげるためにも、一日も早い「山頭火ふるさと館」の開設を目指してまいります。また、本年度、本市で開催されます第21回全国山頭火フォーラムを支援してまいります。

次に、文化財の保護・継承につきましては、周防国衙跡の発掘調査をはじめ、未指定文化財の調査を継続的に行うなど、保護すべき文化財の把握、修理、保存、管理を確実に行ってまいります。あわせて、昨年、夏に焼失いたしました宮市本陣兄部家の再建に向けて、兄部家の所有者をはじめとする関係者の方々との協議を進めてまいります。

また、昨年から一般公開を始めました国指定史跡萩往還三田尻御茶屋英雲荘につきましては、本年度、防災工事として、屋外消火栓の貯水槽の整備等を行ってまいります。

さらに、文化財の活用につきましては、防府市文化財郷土資料館におきまして、本年11月から企画展「(仮題)防府市と昭和の戦争」の開催などを行ってまいります。

大綱の第4は、「産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり」についてでございます。

まず、農業の振興につきましては、農地集積による経営規模の拡大や農地の集団化を促

進するとともに、近年増加しておりますイノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、引き続き防護さくの設置を進めるなど農業経営基盤の強化に努めてまいります。

また、集落営農法人や認定農業者を核とした担い手の育成を図るとともに、新規就農者等の支援に向けて、地区単位での農地集積や産地計画の策定に取り組んでまいります。

次に、地産地消の推進につきましては、地元農産物の利用拡大を図るため、生産者と学校給食関係者との連携を強化してまいります。また、防府市公設青果物地方卸売市場運営審議会において、今後の市場のあり方や効率的な運営について、協議を進めてまいります。

さらに、農業生産基盤の整備につきましては、引き続き上り熊地区、下津令地区のほ場整備事業を進めるとともに、ため池の耐震対策基礎資料の作成や排水機場、樋門、水路などの改修に取り組んでまいります。

次に、林業の振興につきましては、効率的に森林整備を進めるため、森林施業の集約化を促進するとともに森林作業の軽減と森林資源の保護育成を図るため、林道の整備や搬出間伐を推進し、地元木材の有効利用を図ってまいります。

次に、水産業の振興につきましては、漁業後継者の確保と育成を図るため、新規就業希望者の円滑な就労と定着を支援するとともに、つくり育てる漁業を推進するため、中間育成による放流を行う栽培漁業の促進を図り、水産資源の増殖に努めてまいります。

また、水産基盤の整備につきましては、老朽化した漁港施設の機能と安全性を確保し、施設の長寿命化を図るとともに、施設更新コストの平準化と縮減を推進するため、水産基盤ストックマネジメント事業により、中浦漁港の機能保全計画の策定と西浦漁港の保全工事を実施してまいります。

さらに、向島地区住民の生活環境の改善を図るため、漁港漁業集落環境整備事業の実施に向け、基本計画を策定してまいります。

次に、企業誘致につきましては、新たな企業誘致や既存企業の施設の増設につながるよう、工場などの設置に係る雇用の奨励制度を充実するとともに、各種奨励制度等を紹介したパンフレットを作成し、企業訪問などを積極的に行ってまいります。

また、誘致が可能な民有地の把握や確保を行うなど、企業との情報交換で得たさまざまな情報を一元管理し、企業からの要望等に迅速かつ適切に対応できる体制を整備してまいります。

次に、地場産業をはじめとする市内中小企業の育成を図るため、「山口・防府地域工芸・地場産業振興センター」を中心とした地場製品の展示、人材の育成、情報の収集・発信を行い、新商品等への開発費助成をはじめとする売れるものづくり支援事業等の諸施策

を実施するとともに、人材バンク「地場産業マイスター制度」の創設を図ってまいります。

また、引き続き住宅リフォーム助成事業を商工会議所と連携して実施することにより、市内のリフォーム関連企業や商業・各種サービス業等の活性化を図ってまいります。

また、新産業の育成につきましては、地域の優れた商品を防府ブランド商品としてつくり上げていくため、関係団体と連携し、地域の総合力で「防府幸せますブランド」の創出を図ってまいります。

商業・サービス産業の振興につきましては、引き続き商工会議所や金融機関等と連携して、公的融資であります防府市中小企業振興資金融資制度等の活用を促進し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

次に、商店街や中心市街地の活性化につきましては、集客力や回遊性を向上させるため、「まちづくり防府」や商店街、関係団体と連携した街なかイベントを開催するとともに、引き続き空き店舗対策を実施してまいります。また、新たな事業所の設置を促進し、雇用の創出等を図るため、賃料や改装費の一部を助成してまいります。

次に、観光振興につきましては、「防府市観光振興基本計画」に基づき、防府市観光協会などの関係団体と連携し、県外のエージェント等への情報提供を行うとともに、各種メディアを活用した情報発信を積極的に行い、県内外からの観光客の誘客を推進してまいります。

また、本年1月に来館者が100万人を超えた防府市まちの駅「うめてらす」を中心として「防府市観光ネットワーク」や周辺店舗との連携により「おもてなし」の向上を図り、観光客の回遊性の向上と滞在時間の増加を図ってまいります。

また、観光客に利便性の高い周遊手段を提供するため、昨年、秋に実施いたしました「定期観光バス」につきましては、春と秋の2シーズンに拡大し、それぞれの季節に即した旬の観光地をめぐるコースを運行してまいります。

さらに、索道事業につきましては、1年間に何度でも乗車できる「年間パスポート」を引き続き発行し、利用者の増加を図るとともに、より一層の経営改善に努めてまいります。また、大平山山頂公園において、山口短期大学との協働により、家庭の日に、親子ふれあい観光イベントを実施してまいります。

次に、労働環境の向上につきましては、雇用の安定と促進を図るため、昨年度実施いたしました「中小企業の経営及び雇用等について」のアンケート結果や企業訪問の際の御意見や御要望等を踏まえ、県やハローワーク等の関係機関と連携し、「防府地域雇用再生計画」の策定に取り組んでまいります。

また、雇用・就業に関する情報の提供に努めるとともに、引き続き緊急雇用創出事業等

を活用して、就業機会の拡大を図ってまいります。

大綱の第5は、「都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり」についてであります。

まず、地域情報化の推進につきましては、現在、汎用機による電算システムからサーバによる電算システムへの再構築を進めており、本年度は介護保険システムのサーバ化に取り組むとともに、引き続き庁舎外のデータセンターにサーバ等を設置しデータの安全性を確保するなど、情報化社会に対応した市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

また、市民の皆様への情報発信につきましては、ホームページやメール配信等の情報通信システムを活用し、さまざまな行政情報の提供に努めるとともに、個人情報保護等セキュリティ対策に万全を期してまいります。

次に、街路事業につきましては、県の事業でございます都市計画道路環状1号線の牟礼地区における旧国道2号から北側の路線整備につきまして、国道2号への早期の接続を、また、戎町迫戸線の戎町地区における早期の整備を強く要望してまいります。

また、国の事業でございます富海地区、大道地区の国道2号の拡幅事業につきましては、昨年度、富海地区において事業着手されたところであり、大道地区におきましても早期に着手されるよう、引き続き強く要望してまいります。

次に、道路新設・改良事業の推進につきましては、地方特定道路整備事業の天神前植松線の早期完成を目指すとともに、社会資本整備総合交付金事業として、勝間鐘紡自歩道線の整備を進めてまいります。また、橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、補修対策を計画的に実施してまいります。

さらに、港湾関係につきましては、三田尻中関港港湾計画に基づき、災害時の拠点港に向けた耐震強化岸壁の構築など、港湾施設の整備が早期に図られるよう、引き続き、国・県に対し強く要望してまいります。

次に、公共交通につきましては、引き続き路線バスの運行補助を行い、市民の皆様の身近な移動手段としての路線の維持、確保を図るとともに、より効率的に運行できるバス路線網の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、離島航路につきましては、昨年、重大事故を起こしたことを踏まえ、安全運航の一層の徹底を図るとともに、昨年度、野島～三田尻航路改善協議会が策定いたしました「野島～三田尻航路改善計画」をもとに、新船の早期の就航に向けて、全力を尽くしてまいります。

次に、上下水道事業につきましては、事業の窓口一元化による利便性の向上を図るとと

もに、効率的な組織運営を行い、より一層の経営の健全化に努めてまいります。

水道事業につきましては、「防府市水道ビジョン」に沿って、信頼性の高い水道を次世代に継承していくための施策の柱となる「安心・快適な給水の確保」、「運営基盤の強化とお客サービス向上」、「災害対策の充実」、「環境対策の強化」などを一層進めてまいります。

また、未給水地区の解消につきましては、市民の皆様の御要望をお聞きし、協議しながら配水管の布設を進めてまいります。

工業用水道事業につきましては、施設の維持管理に万全を期し、安定給水に努めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、衛生的で快適な生活環境を確保するため、牟礼・中関・右田方面に加え、昨年度、事業区域を拡大した西浦・富海方面への管渠の敷設を実施するとともに、老朽化した浄化センターの設備の改築や長寿命化計画の策定を行ってまいります。

また、認可区域外の区域につきましては、合併処理浄化槽の普及の促進に努めてまいります。

さらに、勝間地区の浸水対策につきましては、勝間ポンプ場の建設事業を引き続き実施するとともに、新たに、都市計画道路戎町迫戸線の拡幅事業にあわせ、雨水函渠の整備に着手いたします。

次に、市営住宅の整備につきましては、「防府市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の予防保全的な維持管理や耐久性の向上等を図る改善を行うとともに、老朽化した三田尻本町団地の建て替えに着手いたします。

また、地震に対する建築物の安全性の向上を図るための住宅・建築物の耐震診断制度につきましては、市民の皆様の手続き等の負担を軽減するため、木造住宅に関し、現行の補助方式から診断員の派遣方式へと変更し、住宅の耐震化を促進してまいります。

次に、景観の保全・形成につきましては、新たに策定する景観計画の周知や引き続き行う都市景観賞の募集などにより、景観に対する市民意識の高揚を図ってまいります。

また、「歴史を活かしたまちづくり」を実践するため、宮市・国衙地区の都市再生整備計画に基づき、本年度は、国分寺地区、多々良地区の道路の修景整備、電線類の地中化等を実施してまいります。

次に、公園の整備につきましては、だれもが安全で快適に利用できる公園となるよう、三田尻地区の防府市記念モデル児童遊園と佐波公園のトイレの整備を行ってまいります。

また、市内の公園に設置しております遊具等につきましては、引き続き定期的な点検を

実施し、公園利用者の安全確保を図ってまいります。

次に、緑化の推進につきましては、市民の緑化意識の高揚を図るため、花壇・緑化ポスターコンクールや記念植樹などを引き続き実施するとともに、山口国体で広がった「花いっぱい運動」の機運を持続するため、花の苗の無償配布を実施してまいります。

また、市民の皆様が親しまれております緑花祭につきましては、全国植樹祭が本年5月に本県で開催されますことから、本年度はゴールデンウィーク期間中に行われる「幸せますウィーク」にあわせ、防府駅周辺で開催いたします。

大綱の第6は、「自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築くまちづくり」についてであります。

まず、豊かな人権感覚の育成につきましては、行政機関や関係団体等との連携を図り、啓発活動を進めるとともに、各種研修会や講習会への市民参加を促進してまいります。

現在、男女共同参画の推進計画として取り組んでおります「第3次防府ハーモニープラン21」につきましては、本年度に計画期間が終了するため、男女共同参画審議会委員の意見をもとに次期計画を策定してまいります。

また、配偶者などからの暴力の防止と被害者保護のため、警察など関係機関等と連携を図り、被害者の自立支援に向けた施策を推進してまいります。

次に、新たな地域コミュニティ組織の構築についての取り組みにつきましては、昨年2月に策定いたしました「新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針」に基づき、引き続き「防府市地域コミュニティ検討協議会」で協議を進めてまいります。

また、自治会等地域コミュニティの活動がより活発になるよう、地域の拠点施設である地区集会施設の新築、改築に対する助成制度の拡充を図ってまいります。

次に、市民の皆様が市政への参画と行政との協働につきましては、昨年12月「防府市市民参画及び協働の推進に関する条例検討委員会」から御提言をいただきました条例骨子案をもとに、市民参画と協働の推進に関する条例を策定してまいります。

また、平成22年4月に施行した「防府市自治基本条例」につきましては、施行から4年を超えない期間ごとに、見直しについて検討を行うことにしており、本年度から見直しのための協議会を設置し、検討してまいります。

さらに、山口県立大学との学公包括連携協定に基づく連携事業を展開するとともに、他の研究機関とも個別に連携協力体制を築き、双方が持つ資源の有効活用を図ってまいります。

次に、広報・広聴機能の充実につきましては、引き続き市広報を通してわかりやすい情報の提供を行うとともに、ケーブルテレビ、コミュニティFM等のさまざまなメディアを

有効に活用し、積極的な広報活動に努めてまいります。

また、市政に対する御意見、御要望に迅速に対応するとともに、引き続き市民の皆様の御意見や御提言をいただく場を設け、市政に反映させてまいります。

次に、簡素で効率のよい行政経営につきましては、市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、経営品質向上推進活動やさまざまな研修により、常に職員みずからが変革し、創造していく意識を高めるとともに、本年度も職員からの政策提案の発表の場を設けるなどして、職員の政策形成能力の向上を図ってまいります。

また、時代に即した、より効率のよい組織・機構の構築を行うこととし、政策法務への対応やコンプライアンスの徹底のため、本年4月から「法務推進課」を設置いたします。

次に、公共施設につきましては、引き続き施設の耐震診断を進めるとともに、今後、人口減少や少子高齢化が進行する中で、老朽化の著しい施設の統廃合を含めた公共施設耐震化整備計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

競輪事業につきましては、本年9月の開設63周年記念競輪やF I競輪を開催し、場外発売場の確保に努め、車券発売金収入の増加を図るとともに、昨年末に開設され、管理施行者として運営に携わっております場外車券売場「サテライト宇部」について、さらなる収益増を目指してまいります。

以上、「第四次防府市総合計画」のまちづくりの大綱に沿って、平成24年度予算に基づく事業の概要について御説明申し上げましたが、現下の国と地方のかかわりにおいては、地域の自主性、自立性を高める地域主権の改革が確かなものとなりつつあります。現在、国においては、社会保障と税の一体改革についての審議が進められておりますが、子育て、医療、介護など、社会保障の多くが、地方自治体を通じて市民の皆様を提供されていることから、地方の役割は極めて大きく、国、地方が一体となって安定的に実施していくことが大切であり、また財政については、国、地方ともに財政健全化が喫緊の共通課題となっており、行財政改革等の健全化方策に積極的に取り組んでいくことが求められております。

また、長引く円高、経済不況に加え、大震災と原発事故からの立ち直りに閉塞感さえ漂う中で、人々の暮らしを守り、地域社会の再生を図るため、基礎自治体である地方公共団体の果たす役割は極めて重要であり、防府市政に対する市民の皆様からの期待は一段と高まっていると認識しております。

私は、今日まで、行財政改革の先頭に立って働いてまいりましたが、その強い意志を改めてお示しすることによって、聖域なき行財政改革を進め、確固たる行財政基盤を築き上げ、単独市政の基盤を確立し、市民の皆様、今にも増して「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と思っただけのふるさとを構築していく所存でございます。

市民の多くの皆様のお気持ちでございます議員定数削減につきましても、市議会におかれましては適切なる判断をされ、市民、議会、行政がそれぞれの立場において果たすべき役割を全うし、本市の持つ豊かな自然と長い歴史と文化を守り育て、着実に次代へと引き継ぎ、本市の未来を切り開く力とするため、そして「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を築くためにも、市民の皆様と議員各位の御理解・御協力を賜りながら、全職員が一層の緊張感とスピード感を持って、施策の推進に積極果敢に取り組むことをお誓い申し上げ、平成24年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（安藤 二郎君） ただいまの施政方針演説に対する質問につきましては、一般質問に含めてお願いいたします。したがって、この質問の要旨は本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

議案第17号防府市景観計画について

○議長（安藤 二郎君） 議案第17号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第17号防府市景観計画について御説明申し上げます。

本市では、平成13年に策定いたしました「防府市都市景観形成基本計画」や平成14年に制定いたしました「防府市都市景観条例」などに基づき、今日まで良好な景観形成に努めてまいりました。

このような中、平成16年に、我が国で初めて、景観に関して強制力を伴う総合的な法律である景観法が公布され、景観行政を進めていく主体となる景観行政団体を定めた上で、法に基づく景観の整備や保存を図ることとされたところでございます。

本案の「防府市景観計画」につきましては、平成20年に、山口県と協議し、同意を得て、本市が景観法に基づく景観行政団体となりましたことから、本市固有の「都市のイメージ」を明確にし、良好な景観を後世に引き継ぐための計画として、新たに定めようとするものでございます。

この計画は、本市の景観に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針となるものでありまして、「防府の『たたずまい』を感じられるまち」を基本理念として、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観形成に向けた取り組み、景観づくりの施策の推進のための体系などを明らかにするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第17号については産業建設委員会に付託と決しました。

議案第18号防府市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第18号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第18号防府市空き家等の適正管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行などの社会情勢の変化に伴い、空き家等が増加傾向にある中、管理不全な状態にある空き家等については、著しい老朽化による建物の倒壊や建物への不法侵入者による火災や犯罪の発生などが懸念され、市民生活に大きな不安をもたらしております。

本条例は、こうした状況のもと、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、市民の生命、身体及び財産に被害が及ぶおそれを排除し、市民が安全に、かつ、安心して生活できるまちづくりを実現するため、制定しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございますが、空き家等の適正管理に関しまして、所有者などの責務や市の行う手続を明らかにするなど、必要な事項を定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） この件につきましては、議会ともいろいろ協議もなされたところでもございます。また、昨年9月ですか、山田議員が質問をされて起きたことでもあります。また、自治会連合会等も相当な要望もされております。

協議をする過程の中で、まず1点は、空き地が入っていない。空き家等とはなっておりま

すが、空き地に雑草が相当生えて困っているという事例が多々ある。そのことについて、どう対処するお考えなのか。

もう一点は、先日、我々としては、強制撤去等々まで組み込むべきではないかという意見を持っておりましたが、出だしですから、それで我慢したわけですが、先日の新聞で、萩市は強制撤去の条例をつくるということで、愕然としたわけですが、そういうことに対する執行部の考え方をお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） ただいま、空き家等適正管理に関する条例の中で、空き地の条例がないんじゃないかということでございましたが、空き地につきましては、これは協議会でもお話し申し上げましたが、環境保全条例、これで、これまでも空き地に対していろいろ苦情が出た場合には、地権者に速やかにきれいにしていただくということの御指導をしておることでございますので、空き地に限ったの条例は、やはり環境保全条例でお願いしていただきたいということでございます。

それと、2点目の、萩市が強制撤去、行政代執行でございますが、その項目を設けておるからうちもどうかというお話でございますが、これにつきましては、私的財産を市の税金で撤去するということにつきましては、いろいろな問題があるというふうに思われます。

まず、行政代執行法につきましては、まず第一に、ほかの手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるという実態的要件がございます。こういった問題がある。

2点目には、義務者から代執行費用を徴収することになるわけでございますが、それが一般的にはなかなかその徴収が難しいのではないかと。自治体が最終的に費用を負担するようになるのではないかと、そういう懸念もございます。

また、代執行の際に搬出される動産の管理方法については、この規定がございませんので、行政機関としては動産を慎重に扱わざるを得ない状況にございます。結果として、保管、処分等に多額の経費がかかるという場合があるということでございます。

また、こういう行政代執行、放っておけば市がやってくれるんじゃないかと。最終的には費用を徴収することになるわけでございますが、いずれにしても放置しとったら市がやってくれるという、そういうモラルハザード等が起きてはまた問題ですし、もしそうなれば、今後、管理不全な空き家が増えるのではないかとということも一部懸念されるところでございます。

現在、うちの条例につきましては、助言、指導、勧告、そして命令、命令に従わない場合は氏名の公表ということになっております。これも、県下で初めての条例ということで、

一步前に進んだ条例ではなかろうかと思っております。

先日でございますが、下関在住の方から「防府で、空き家について、いろいろ条例制定という動きがあるがどうか」という御質問がございました。これにつきましては、適正に管理していただくということで、除草につきましてはこういった方法がございますということもお教えしたところでございます。今回の条例の制定に当たって、そういった意味で、いろいろ思いを寄せる、いい意味で問題の啓発につながっておるのではないかと思います。

行政代執行というふうに、一気に行くのではなくて、まず一步前へ踏み出すという形で氏名の公表にとどめておきたいと思っておりますので、御理解、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 行政代執行、強制執行をやりたくない理由をるる述べられましたけれども、萩市をはじめ全国ではまだ数カ所やとるんです。そういうるる述べられました理由をその市は克服をしながらやってるんです、現実には。そして、今おもしろいことを言われましたけど、「市の金で撤去」、そうじゃなくて経費は所有者の負担でやると。実際にやってるところもあります。新聞情報も執行部には見せてると思っております。市民は困ってるんです。実効性がある条例をつくらなきゃいけない。委員会の中で審議をちゃんとしていただきたいというふうに思います。

空き地の雑草については環境保全条例でどうのこうのという説明がありましたが、環境保全条例は、きょう、きのうあるわけじゃなくて、ずっとあるんです。ずっとあるけれどもそれが機能してないから現実には困ってるんです、市民は。環境保全条例でちゃんと機能して、市民が困ってなければそういう問題も発生しません。ずっと我々としては、もっと声を上げて実際にどこがどうだということも見せながら、今後、監視をしていかなきゃいけないと思っておりますし、条例の審議に当たっては、委員会で詰めた審議をされることを期待して、質疑を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御意見の開陳でございましたので、私の方から一言申し添えておきたいと思っております。

ただいま部長が申し上げましたのは、やりたくない理由をるる並べ立てたわけでは決して、決してございません。今回のこの条例の制定をもって一步、二歩大きく前へ出たと、このように御理解をいただいて、また、その中での流れをしっかりと見きわめていただかねばならないであろうと、そのように私のほうから申し添えさせていただきます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、なお審

査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第18号については教育民生委員会に付託と決しました。

議案第19号防府市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第19号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第19号防府市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、「地域主権推進一括法」の施行にあわせて、公有地の拡大の推進に関する法律施行令が改正され、一定の土地の有償譲渡の際の届け出を不要とする土地の区域及び面積の規模を定める権限が県から市に移譲されることになりましたので、本市におきましても、引き続き、これまで県条例で定められていた規模と同様に、100平方メートル未満の土地の有償譲渡に限り、その届け出を不要とするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） この条例は、いわゆる地域主権一括法の施行に合わせて、それぞれの市で独自に決めることができるということで、今までどおり県条例でなっていた100平米を踏襲したいということでございますが、そこでお尋ねをいたしておきますが、今までに100平米以上で届けられたうち、あるいは公拡法の第5条で、土地の買い取り希望の申し出等が何件、具体的にあったのか、お尋ねをします。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 届け出と申し出の件数でございますが、20年以降でございますけれども、届け出も申し出も、毎年1件ずつ出ております。今年度に限りましては、申し出が1件で、届け出は今のところございません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 買い取り申し出の1件というのは、何平米の土地であったか、

お尋ねします。

○財務部長（本廣 繁君） 申しわけございません、そこはちょっと承知しておりません。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 県内の中でも、下松、岩国、美祢市などは200平米としているわけですが、防府市の場合、都市計画法が施行されておるんですけれども、一方では、調整区域に、家がそれなりに連たんしておれば、家もつくれるというふうに、なし崩し的に開発が行われているのが現状でございます。

一方で、届け出だけは、国は200平米でもオーケーだと言っているのにもかかわらず、100平米からも届け出ると、いかにも公権力が強いというふうな印象を受けますが、せっかく地域主権一括法で地域の独自性、地域の判断に任せられるわけですから、私は何も、その今までの県条例と同じ100平米にすることはしない。申し出が1年につき1件、あるいは届け出が1年につき1件程度ぐらいしかないのであるならば、200平米にしても差し支えないのではないかという思いがしております。この件につきましても、所管委員会で慎重な審議をしていただくようお願いを申し上げて、質疑を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第19号については、総務委員会に付託と決しました。

議案第20号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（安藤 二郎君） 議案第20号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第20号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成24年4月1日から、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、公平委員会の設置及び権限に関する事務を共同処理する団体に下松市を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議して、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規

約を変更することについてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第21号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市立小・中学校の各校に学校運営協議会を設置するに当たり、当該委員の報酬の額を定めようとするものでございます。

学校運営協議会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地域に信頼される学校づくりを実現するため、学校ごとに、学校区内の地域住民の方、児童・生徒の保護者の方、学校長や教職員などで組織することとされており、教育委員会規則で定めることで設置ができることとされております。

学校運営協議会は、近年の学校教育環境の変化を踏まえ、山口県におかれましても、積極的にその設置が進められているところでございまして、本市におきましても、学校と地域との連携強化を図るため、平成24年4月から防府市立小・中学校の全校において、学校運営協議会を順次設置することを計画いたしているところでございます。

これに当たりまして、委員となられる皆様は、その身分が特別職の地方公務員となりま

すことから、その報酬の額を定めようとするものでございます。よろしく議審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。24番、山本議員。

○24番（山本 久江君） 学校運営協議会につきまして若干お尋ねをいたしますけれども、これまでも学校、それから地域、保護者の連携のもとで、児童・生徒の健全育成のためにさまざまな取り組みがなされてきたわけですが、今、市長も若干御説明ありましたが、この学校運営協議会の設置の目的、それから意義につきまして、改めて、どんなところにあるのかお答えをお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、学校運営協議会の目的、その設置はということでしたが、私ども、子どもたちの教育は地域とともに子どもたちを育てるということを考えておりまして、学校と地域の人々がその目標を共有しまして、一体となって地域の子どもたちを育てていくということは、子どもたちの確かな学び、さらには豊かな育ちを確保するということで、大切だと考えております。で、ここにかかわる大人たちの成長、さらには地域のきずなを深め、そうしたところで地域づくりの担い手を育てていく、そうしたところで、制度として、学校に学校運営協議会をつくりまして、学校運営に校長とともに当たっていただく、そうしたことを目的にしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 壇上でも御説明がありましたように、この学校運営協議会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、この第47条の5が法的根拠となっております。この47条の5の3には、こういうふう書いてあるんです。「指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない」、それから、第47条の5の5ですけれども、「学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる」、続いて6では、「指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の——つまり第47条の5の5ですね——前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする」、こういうふうになっております。すなわち、教育課程の編成の承認から職員の採用その他の任用に関する事項まで——その他の任用というのは、職員の転任とか昇任ということですが、こういうことまで意見を述べるのが、この学校運営協議会の一つの特徴でもございます。

で、調べましたら、平成16年の事務次官通達では、学校運営協議会は学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるという、こういうふうに通達では述べてあります。大変な中身だというふうに感じております。で、私ども議員が勉強会で資料をいろいろいただきました。この資料では、4月から小・中学校の全校において学校運営協議会を順次設置すると、こういうふうに計画をされております。

この学校運営協議会の重要性から、非常にさまざまな、大変重要な中身を含んでいるわけですが、地域によっては、学校、住民、保護者等の関係はさまざまでありまして、機械的な一律の協議会の設置は大変疑問に感じているわけですが、その点についてはどのように教育委員会はお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員が御指摘の地教行法の条項ですが、学校運営協議会の扱う内容といたしまして、確かに教育課程、さらには学校運営計画に関する事、そうしたもろもろのことについての協議会の承認、それに加えて教職員の人事ということがありましたが、人事につきましては、できる規定で、確かに御意見は御意見として聞いていくことが大切かと思いますが、私ども防府市の学校運営協議会の規則をつくりました。その中には、あえてこの1項を入れておりません。ですが、意見は意見として聞きまして、校長はそれを聞いて市教委に具申、さらには人事、県費負担教職員につきましては、今度は市教委は県教委に対して内申、さらには県教委が任命ということになるかと思えます。そうしたところで、すぐにその学校運営協議会の意見が人事に反映というふうなことではないと考えております。

それと、私ども、学校と家庭、地域が、この運営協議会によって協力し合う。今まで、いろんな、各地域で課題とか、あるいはそれぞれ問題があるかと思いますが、そうしたことに対しまして、批判し合うのではなくて、ともに高め合う関係をつくっていく、そうしたところでの学校運営協議会にしていきたい、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 学校運営協議会は、職員の採用その他の任用に関する事項につきましては、意見を述べられた場合に尊重するというふうになっているんです。ですから、非常に重い権限があるということを述べさせていただきたいと思えます。

それから、もう一点だけ質問いたしますが、県内ですべての学校に学校運営協議会を設置している自治体は幾つあるのか、現状を教えてくださいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私どもがつかんでいるところでは、現在、柳井市、さらには周南市が平成24年度から、さらに長門市が全校でもやっている。で、全校ではないけれども、美祢市も同じ取り組みを全学校で行っているというふうなことを得ております。で、山口市も現在16校で、かなりの学校がまた来年度、24年度に取り組む、さらには下関市も市全体でコミュニティ・スクールに、これは26年度に全校をというふうな動きがあるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） この件について、まずお尋ねしますが、学校教育法の施行規則では、小学校に学校評議員を設置することができるということになってまして、私が住んでいるところの学校も学校評議員さんがおるわけですけれども、この学校評議員と学校運営協議会とはどういう関係になるのか。先ほどの教育長さんの答弁では、学校運営協議会では、人事に関することはあえて防府市の規則から外してあるということでしたが、そうであるならば、少なくとも小学校については学校評議員で十分ではないかという思いがしますが、その辺のところをまずお尋ねをします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員御指摘の学校評議員ということが出ましたが、先ほど申しましたが、学校運営協議会というのは、地教法の第47条の5に規定されておりますが、学校評議員、これまでもありまして、数名の評議員を得て各学校で意見を聞いておりますが、これは学校教育施行規則第49条で「学校評議員を置くことができる」というふうになっております。これまで学校によって回数は異なりますが、大体年に2回ないし3回ぐらい評議員、あるいは集まらなくても、いろんなときに評議員から学校運営に関して意見を聞くということをやってまいりました。この評議員と学校運営協議会の大きな違いは、先ほどから申しておりますが、学校運営協議会の委員は学校運営に参画をするという、そうしたところが大きく変わってくるものでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） そこで、予算書案を見ますと、平成24年度にこの学校運営協議会の報酬として、445万5,000円が計上されているように承知をしておりますが、この積算根拠を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） これは月額報酬1,000円でございますので、1,

000円掛ける委員さんの15人を想定しておりますので15人、その1年分掛ける全校という計算で計上しているかと思えます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） 今の答弁では、月額1,000円掛ける12月掛ける1校当たり15人掛ける学校数だということでありました。学校運営協議会規則は、もうできているとは言ってはいけないと思いますが、できているのかもしれませんが、先日いただいた、これはまだ案だと思えますが、確かに15名以内として云々かんぬんとあります。その中に構成メンバーとして、当該指定校の校長、あるいは当該指定校の教職員、あるいは関係行政機関の職員と、こうありますが、15人で12月で学校数ということになりますと、今言った校長、あるいは教職員、あるいは行政機関の職員にも月額1,000円を払うというふうに解釈をしますが、それでよろしいのかどうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 当然、公務員、行政職員には報酬は支出されませんので、そういった想定は除いてあるというふうに考えます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○2番（土井 章君） だとすると、445万5,000円は過大見積もりであったと、こういうことのように解釈をしておきます。この辺は委員会で十分議論をしていただきたいと思えますが、そこで445万5,000円が下がるんかもしれませんが、いずれにしても結構大きい数字でございます。

ちなみに、周南市は無償とするというふうに規則で述べております。山口市は旧阿東町では払っていたようですが、現在は、旧阿東町も含めて全く払っていないと。非常勤の特別職である云々かんぬんの問題はあるかもしれませんが、無償であっても何ら差し支えはない。おとがめを受けるわけでもない。

宇部市も規則並びに非常勤職員の条例にも全く学校運営協議会の表示はありませんので、きょう時間がなかったから聞くことはできませんでしたが、多分宇部市も払ってないんだろうというふうに思います。

ちなみに、445万5,000円という数字は大変大きい数字です。学校司書の、ことし24年度は1名から2名に増員したと、大変大きい声で宣言されましたが、2人分合わせて380万円です。むしろ、周南市も山口市も学校司書については、はるかに防府より前を行っております。1,000円もらったって一つも、うれしくも何ともないと思えます。学校運営に協力する人は、ただで何ぼでも来るんです。少なくとも学校運営協議会

445万5,000円も出すのであれば、無料でこらえていただいて、その分、学校司書の、これからいくと学校司書が4名、5名ぐらい雇えるような形になります。むしろそうしたほうが、地域の人にも喜ぶし、子どもにも喜ぶし、全員が喜ぶんであろうという思いがしております。

以上、御提言を申し上げて、委員会で、これまた慎重な審議をしていただくようお願いをして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 私は所管の委員でありますので、本来は質問を差し控えるべきであろうと思いますが、先ほどの教育長の答弁の中で、ちょっと看過できない重大な御意見がありましたので、ちょっと確認のためにお聞きをいたしますが、山本議員の質疑の中で、教職員のそういった採用、それから転任、そういった人事については、法では決められておるけれども、防府市の規則ではそれを定めないと。だからそれはあたかも起こり得ないというような感じで言われましたが、地方教育行政法ですね、地教行法というふうに訳す、この法律では、ここの条文の主語は、学校運営協議会はできるということですから、その地教行法によって、学校運営協議会にその権限が与えられているわけです。もし教育委員会が学校運営協議会にその権限を与えることができるというようなことであれば、規則によってそれを定めることができるわけですが、法の主語は、学校運営協議会はできるで、学校運営協議会にその権限が与えられているわけです。だから、それを制限することができるのであれば、法律は、市町村教育委員会は学校運営協議会にかくかくしかじかをさせることができると、そういうふうになっておりますので、規則でそのことが書いてあってもなくても、教職員の人事について、学校運営協議会が口を挟むことができるというのか、意見を述べることができると、そういうふうになるということをおっしゃる。この場で確認をさせていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほど山本議員、さらには今、田中議員、ありましたが、決してできないとは申ししていなかったかと思えます。人事についても、意見を言って、要望があれば言って、そして私どもは校長の具申に基づいて、内申、さらには県教委の任命、そうしたことを手続はきちっととる。で、ちょっとまだ、委員会規則、最終的にはできておりませんが、私どもが思っている中では、項目の中にそれも含めて、人事という言葉は出ませんが、文言は出ませんが、そのことができるような、読み取りができるような条文の構成にしておりますので、そうしたところでは決してできない、人事について意見は申し述べられないということではないので、この場で申しておきます。よろしゅうございま

すか。

○議長（安藤 二郎君） 18番、行重議員。

○18番（行重 延昭君） この学校運営協議会委員につきましては、根拠法もあるよう
でございますけれども、現在、各学校にコミュニティ・スクールの推進という形で、いろ
いろと計画されて、今、模範的な地域もそういう格好で推進されておりますけれども、こ
れも同じく地域と一体となって学校運営を、また、有意義な、子どもたちの教育環境の整
備をはじめとした、学力の向上等についても、いろいろと、このスクールのほうでもやっ
ておられるやに聞いております。

それで、このコミュニティ・スクールの推進委員会と、この学校運営協議会委員、その
辺の確たる差というのは、どの辺に、内容的にあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員御指摘のコミュニティ・スクール推進委員会、そう
したところ、議員の地元でございます大道小学校におきまして、平成20年、23年度、
昨年、ことしと、2年間の文部科学省の研究指定で、コミュニティ・スクールの研究をし
てまいりました。で、その内容につきましては、保護者、地域の方、さらにはボランティ
ア、ちょっと申されましたが、そうしたボランティア活動の効果的な活用、そして学校の
教育力の向上、もちろん学力も含めまして、そうした地域のつながりによって、学校の教
育力の向上ということで研究してまいりました。で、この研究の後、大道小学校におきま
しても、今、コミュニティ・スクール推進委員会になっておるかと思いますが、これが恐
らく大道小学校におきましては、そのまま、コミュニティ・スクールを指定しましたら、
コミュニティ・スクール推進委員会は学校運営協議会という名称にそのまま移行する、同
じものというふうに考えていただいてよろしいかと思っております。

大道小学校のこの2年間の研究の成果につきましては、この24年度から全市で行いま
すコミュニティ・スクールの、そうした実施につきまして生かしていきたい、私ども、そ
ういうふうに考えております。また、その研究の成果等は皆さんにお知らせできたらと思
います。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと
思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第21号については、教育民生委員会に付託と決しました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第22号市長等の給与に関する条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第22号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第22号市長等の給与に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本市では、現在、「安定した行財政運営によるコンパクトで質の高い防府市」を目指し、第4次行政改革に取り組んでおりますが、その行政改革を先頭に立って推進する職にある者として、市長の給料月額を10%、また副市長の給料月額を5%、引き下げようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。23番、木村議員。

○23番（木村 一彦君） ただいま議題となっております議案第22号には反対をいたしたいと思っております。

今回の条例改正は、市長の給与91万2,000円を10%カットして82万円に、また副市長の給与74万5,000円を5%カットして70万7,000円にするというものでありますが、そもそも市長、副市長の給与額は、今の厳しい世論の中、報酬等審議会でも慎重に審議され、決められたはずの額でありまして、その額は、職責を果たすために必

要最小限、ぎりぎりの額であるはずであります。余裕があるはずはありませんし、またあってはならないはずのものであります。これはまた、我々議員報酬も同じであります。

これをあえてカットするというのは、一つは他の収入源を持っておられて、市長職等は、いわばボランティア的なものとして考えておられるというためなのか、あるいは何らかの他の手段で、この不足分を穴埋めできると考えておられるかのいずれかと推察せざるを得ないわけであります。これをあえて申しますと、厳しい経済情勢の中でも、市長らの活動を保障するために税金の支出を肯定している市民を軽視することにもつながることではないでしょうか。向こう受けをねらったパフォーマンスだと言わざるを得ません。一時的な緊急的対応ならまだしも、年間を通じてのカットが常態化するという事は、本来あるべき姿ではありません。

結果として、市長、副市長、それから我々議員を含む、さまざまな特別職の報酬の妥当性、これ、本当に妥当なものかどうかということに対する市民の信頼を失わせるような、このようなやり方、これは認めるわけにいかないわけであります。

したがって、この議案に反対をいたしたいと思います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第22号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

議案第23号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第23号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第23号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、昨年8月、防府市行政改革委員会に諮問を行いました防府市葬儀所業務の存廃について、11月に、「防府市葬儀所業務については、速やかな廃止が妥当である」との答申を受けましたので、庁内の防府市行政改革推進会議において協議した結果、答申どお

り防府市葬儀所業務は廃止することとし、条例の所要の改正を行おうとするものでございます。

市の葬儀所業務につきましては、核家族化の進行などの社会環境の変化とともに、民間事業者の多様なサービス展開等の中にあつて、葬儀所利用者は著しい減少傾向にございます。

また、相当の公費負担によって維持されている状況にございまして、公平性の確保の必要性などもかんがみ、防府市葬儀所業務につきましては、今後、市民の方へ説明し、周知を図った上で、本年6月30日をもちまして廃止しようと考えております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。23番、木村議員。

○23番（木村 一彦君） この議案に関しましては、これまでも勉強会その他で、るる御説明があつたわけでありましたが、あえて改めてお尋ねいたしますが、これまで市の葬儀所が果たしてきた役割、私に言わせれば2つの側面があると思います。

1つは、民間の業者の料金を抑制するという役割を果たしてきたのではないかと。御承知のように、民間の葬儀業者と申しますのは、値段はあつてなきがごとしと、私に言わせれば、というような状況でありますから、これを一定に抑制する役割があつたというふうに考えております。

それから、もう一つは、生活保護者や、あるいはそれ以下の生活を余儀なくされている市民の皆さんの非常に困窮した状況の中でも、何とか葬儀ができるというような弱者救済的な意味合いもあつたというふうに思います。この2つの役割を、葬儀所を廃止することによって、失うことになるかと私は考えておりますけれども、この点についての執行部のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、葬儀所の廃止に伴つて2つの点が生じるということでおっしゃいましたが、まず1点目、民間業者の料金の抑制につながつていたのではないかとということでございますが、確かにそういう一面もございましたが、業者に言わせると、どちらかという、山口より防府が高いという話もしている業者もある中でございます。で、これは2番とも関連するんでございますが、低所得者層、これが私どもも懸念するところでございますが、今、業者にいろいろ話を聞いてみますと、かなり低廉な額で葬儀をやつていただけると。なおかつ生活保護につきましては、保護基準、約20万円の葬祭費で、どうにか祭壇付きの葬儀もできるという、かなり低廉なバージョンもできているということもありますので、やめることで全部ウナギ登りに上つていくと、値段が上がつ

ていくということにはならないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） 今、私が申しました2番目の問題ですね、低所得者層に対する救済的な意味合い、これは民間業者でも今、そういう安いバージョンのメニューを用意しているということでもありますけれども、これは実際に葬儀を行うに当たっては、こういうものがあるとは言いながら、その場その場で、かなり業者によって差が出てくるし、また、いわゆる業者のセールスによって、思わぬ予想外の支出をするというのが、こういう葬儀の特徴でもあります。私も何回か身内の葬儀を出しましたけれども、亡くなったときには、もうばたばたしまして、進められるままにといいますか、こういう場合には、それはもうこうされるべきですよとか、普通こうしますよとか言われますとね、お金のことも気がかりながら、お願いしますということになってしまう。そういうような特殊の状況の中でこういう葬儀というものが決められていくという状況をかんがみますと、業者がそういう低廉なバージョンを用意しているといいながら、その保証はないわけですね。特に個々のその事態に直面した市民にとって、頼りになるべき補償というものは担保されていないわけです。

ですから、私は、それはもし市が本当に業者の人たちに担保させようと思えば、業界団体なり、あるいは業者の連盟で、こういう場合には何円でやります、こういう場合には幾ら幾らでやりますというようなことをですね、やっぱり世間に公表しておくということが私は大事だと思うんです。そうすれば、市民の間にも、こういう場合にはこれでやってもらえるんだという認識が徹底しますから、そういうごたごたした特殊な雰囲気、特殊な状況の中でも、そういう経済的に困難な市民の皆さんの頼りにするべき、依拠すべき基準がはっきりすると思うんです。

そういうことを私は、もしそういう民間業者も安くやると言っているというなら、もう一歩突っ込んでそこをやらすべきじゃないかというふうに思っておりますが、これは委員会で詳しく議論されてしかるべきことでもありますので、余りここであれこれ討論はしませんけれども、そういう疑問を持っておりますが、そのことに関して、何か御感想があればおっしゃっていただきたいと思います。——なければいいです。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第23号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第24号防府市手数料条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第24号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第24号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

まず、土地改良区に係る証明手数料を新設することについてでございますが、このたび山口県が行っております土地改良区の設立等の認可及び監督処分に関する事務の権限移譲について、山口県知事との協議が整い、平成24年4月1日から本市において処理することとなりましたので、これに伴い、本市において交付することとなります土地改良区であることの証明等の手数料を新設しようとするものでございます。

今回、新たに規定いたします本市の手数料の額につきましては、事務の移行による混乱を生じさせないようにするとともに、県内で既に権限移譲を受けている自治体との均衡を保つ上から、山口県や当該市で定めているものと同様に整備することといたしております。

次に、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料を定めることについてでございますが、危険物の規制に関する政令の改正により、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準が定められたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料が定められましたので、本市の手数料条例も、これに準じて改正しようとするものでございます。よろしく御審議、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

議案第25号防府市介護保険条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第25号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第25号防府市介護保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、第5期介護保険事業計画をこのたび策定いたしましたので、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料率を定めようとするものでございます。

なお、保険料率につきましては、一定の収入金額、または所得金額以下である被保険者の方の負担軽減を図るとともに、現在は8段階としている保険料率の区分を10段階に増やすこととしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。24番、山本議員。

○24番（山本 久江君） 今回、65歳以上の第1号保険料ですね、介護保険料の基準額が月額3,989円から779円のアップということは、2割弱ですけど、約2割の引き上げ、4,768円に引き上げられております。この引き上げの主な原因は何なのか、まず御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

今回の条例改正は、保険料の年額で示してありますので、今おっしゃいますように基準月額のほうで申し上げます。

まず、今年度に防府市高齢者保健福祉計画を策定いたしまして、その中で24年から26年度までの65歳以上の人口の推計、それと要介護認定となられる方の推計等々いたしまして、いわゆる介護給付費の総額を求めるわけですが、その中で、単純に申し上げますと、いわゆる認定者数の増、あるいは居宅サービス利用者の増、あるいは施設の増等々考えまして、実際は1,000円以上高くなるという計算をいたしておりました。高くな

る要因はそういうところがございます。また、安くなる分は、また別にありますけども、一応、途中までの計算では5,000円を超えるような介護の基準額になっておりました。以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 特に低所得者の保険料の軽減強化ということは大変望まれるところがございますけれども、市として、この値上げをできるだけ抑制していくと、抑制のためにどう対応されたのか、そのあたりを御答弁いただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほど5,000円ちょっとになるという計算、申し上げましたが、その後、いわゆる介護準備基金というのを持っております。3年間で余剰金が出ておりますが、その取り崩しを全額いたしました。これが3億2,000万円ほど取り崩して、次年度には繰り越しゼロという格好になっておりますが、その3億2,000万円を遡減するために使うということ。

それと、もう一点は、県のほうに拠出しております財政安定化基金というのがございますが、これを約5,000万円、崩していいということがありましたので、それも含めまして、先ほど言いました5,046円かかっておったものが、今、お示ししております4,768円、779円の増加で抑えられたということになっております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） また、いろいろ委員会のほうでも論議されると思いますが、さらに市の独自策を望みたいところですが、やはり考えてみますと、こうした値上げ自体の大もとには、介護費用の国庫負担が、介護保険制度がスタートした2000年のときには、大体国庫負担というのは5割でございましたけれども、現在は2割台しかなくなっておりませんし、こういうふうには、公費の負担が制限されるもとでは、介護給付費の増、要するにサービスを利用すればするほど保険料引き上げに直結していくと、こういう中身になっております。ぜひ市としても、国に対し、国庫負担の引き上げと、国庫負担の増を求めることをぜひ行っていただきたいということを改めて要望しておきます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第25号については、

教育民生委員会に付託と決しました。

議案第 26 号防府市知的障害者授産施設設置及び管理条例及び防府市知的障害者更生施設設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 26 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 26 号防府市知的障害者授産施設設置及び管理条例及び防府市知的障害者更生施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、知的障害者授産施設防府市愛光園及び知的障害者更生施設防府市大平園につきまして、その設置に係る条例について、それぞれ所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、愛光園と大平園の 2 施設につきましては、障害者自立支援法施行の際に設けられました経過措置に基づき旧制度による施設の運営を行ってきたところでございますが、4 月からは障害者自立支援法による新しい体系へ移行し、引き続き障害者の方の支援を行ってまいることとなりますので、これに伴い所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○19 番（田中 健次君） やや質問が、この条例改正の本来の趣旨からちょっと外れるかもしれませんが、この提案理由のところに障害者自立支援法による支援を行うことに伴いというふうに提案理由が上げてありますが、新旧対照表、あるいは改正の条文を見ますと、新旧対照表がわかりやすいわけですが、例えば新旧対照表の 103 ページ、7 条の 2 号ですね、現行の条例では、「伝染性疾患」云々というふうに書いてありますが、それを「感染症」というふうに言葉を言いかえております。次の 8 条の 1 項でもそういう形があります。

それから、知的障害者更生施設のほうの条例でも、106 ページの 5 条の 2 号で「伝染性疾患」を「感染症」、それから 6 条の 1 号で「伝染性疾患」を「感染症」というふうに言葉を言いかえております。

これはつまり、既にもうできている法律ですが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、こういう法律に変わって「伝染性疾患」という言葉をやめて「感染症」に変わったと、それに伴う今回は条文の整備ということもあるということにな

るんだと思うんですが、この点ちょっと御確認をしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今おっしゃったとおりでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 私自身も反省をしなければいけないわけですが、この「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、最近できた法律ではなくて、平成10年にできた法律なわけです。その法律が改正されたのに、本来であれば、その直後ぐらいの議会で条例改正がされなければならないものが十何年間も放置をされておったと。こういうことは今後ないように、要望いたしておきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

議案第27号防府市児童デイサービス施設設置及び管理条例及び防府市障害者生活介護施設設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第27号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第27号防府市児童デイサービス施設設置及び管理条例及び防府市障害者生活介護施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

児童デイサービス施設防府市なかよし園及び障害者生活介護施設防府市わかき園につきましては、既に障害者自立支援法が施行されたときから同法による新しい体系に移行し、運営されているところでございますが、平成22年に「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法、児童福祉法

等の改正がされましたので、これに伴い、なかよし園及びわかくさ園の設置に係る条例について、それぞれ所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、なかよし園につきましては、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが廃止され、児童福祉法において新たに創設されました児童発達支援、放課後等デイサービスに再編されましたことから、引き続き児童福祉法に基づく障害児通所支援として、障害のある児童につきまして、指導、訓練等の支援を行ってまいりますこととなりますので、これに伴い所要の改正をしようとするものでございます。

また、わかくさ園につきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、所要の条文整備をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

議案第28号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第28号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第28号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

まず、墓地の区画割の規格を廃止することについてでございますが、市営墓地の区画数を増やし、より多くの市民の方へ墓地を提供するため、適切な区画割ができるよう改めようとするものでございます。

次に、墓地の使用料の改定についてでございますが、無縁区画整備を行った羅漢寺墓地の使用料を1平方メートル当たり2万4,000円から3万3,000円に改め、この条例の施行日以降に墓地の利用許可を受けた利用者から適用しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第28号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第29号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第29号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第29号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、「第一次地域主権推進一括法」及び関係政令の公布による公営住宅法及び公営住宅法施行令の改正に伴い、本市の市営住宅設置及び管理条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、公営住宅法及び公営住宅法施行令において、規定されておりました公営住宅の入居者資格に関する規定が改正され、今後は、市の条例で定めることとされましたので、同居親族要件のほか、これまで法または政令に定められておりました入居者資格の基準を継続することといたしまして、法及び政令と同様の規定を条例に設けようとするものでございます。

また、入居者資格のうち、入居収入基準につきましては、「第一次地域主権推進一括法」において経過措置が設けられ、一定の条例整備が行われるまでの間は、従来どおりの改正前の法及び政令の規定に基づく運用ができることとされましたので、本市の条例においても、その旨を明示しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第29号については、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第30号防府市公民館設置及び管理条例中改正について

議案第31号防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第30号及び議案第31号を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第30号防府市公民館設置及び管理条例中改正について並びに議案第31号防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第30号防府市公民館設置及び管理条例中改正についてでございますが、「第二次地域主権推進一括法」の公布による「社会教育法」の改正及び「公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」の公布に伴い、本市の公民館設置及び管理条例について所要の改正をするとともに、あわせて公民館運営審議会の委員の定数についても改めようとするものでございます。

改正の内容でございますが、社会教育法において規定されております公民館運営審議会の委員の委嘱の基準に関する規定が改正され、今後は、省令で定める基準を参酌し、市の条例で定めることとされましたので、省令において示された参酌すべき基準を本市においてもその基準とするとともに、加えて地域の実情に応じた委員構成とすることができるよう所要の規定を設けるものでございます。

また、あわせて公民館運営審議会の委員の定数につきましても、地域の実情に応じて定められるように、その規定を改めようとするものでございます。

次に、議案第31号防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正についてでございますが、防府市野島漁村センターのセンター運営委員会委員の委嘱の基準及び定数についての改正をしようとするものでございます。

このたびの改正につきましては、センター運営委員会委員の委嘱につきまして、野島の実情に応じた委員構成及び定数とすることができるよう改めようとするものでございますが、防府市野島漁村センターにつきましては、公民館類似施設といたしまして、公民館に準じた運営等を行っているところでございますので、委員の委嘱の基準につきましても、各種の分野からの御意見を賜ることができるよう、センター運営委員会委員としてお願いすることのできる方の範囲を広げることとし、公民館と同様の基準とするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第30号及び議案第31号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第32号防府市火災予防条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第32号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第32号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、危険物の規制に関する政令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

火災予防条例では、政令で定める指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱っている事業者等に対しまして、技術上の基準等を設けているところでございますが、このたび危険物の規制に関する政令の一部が改正され、漂白剤、パイプクリーナーなどの製品に含まれている成分である炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が新たに危険物として追加され、規制の対象とされますので、これまで火災予防条例の適用がなかった事業者等の一部につきましては、新たに火災予防条例に規定する義務が適用される指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵し、または取り扱うものとなりますことから、こ

れに伴う一定の経過措置を設けようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は、3月1日の午後1時から開催しますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

午後1時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年2月28日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 山根 祐二

防府市議会議員 今津 誠一